

令和8年度銚田市中小企業等物流事業者経営支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、燃料価格高騰等により影響のあった運送事業者を支援するとともに、地域の物流の維持を図るため、銚田市中小企業等物流事業者経営支援金(以下「支援金」という。)を交付することについて、銚田市補助金等交付規則(平成17年銚田市規則第37号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「運送事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業及び同条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を行う事業者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事業

(支援金の交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす運送事業者とする。

- (1) 市内に、本店または本社、支店、営業所を有する法人又は個人事業主
 - (2) 令和8年3月31日時点で、運送事業者に必要な許可又は認可をすべて有し、今後も事業を継続する意思を有していること。
 - (3) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。
- (1) 銚田市暴力団排除条例(平成23年銚田市条例第13号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号から第3号までの規定に該当する者
 - (2) 暴排条例第2条第1号及び第2号規定する暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (3) 交付申請の時点において、市税等に滞納がある者(市から徴収猶予を受けている場合を除く。)
 - (4) 全各号に掲げるもののほか、市長が適当ではないと認める者

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付対象車両)

第5条 支援金の交付対象となる車両は、運送事業者が所有又はリース契約により事業の用に供している車両で、令和8年3月31日現在、国土交通省関東運輸局茨城運輸支局に届出がされており、かつ申請日時点で道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)第58条または第60条に規定する自動車検査証等に記載されている有効期間が満了していないものとする。

(支援金の交付申請)

第6条 支援金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、銚田市中小企業等物流事業者経営支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

1 提出書類

- (1) 事業の許可を受けていることを証する書類の写し
- (2) 令和8年3月31日時点において国土交通省関東運輸局茨城運輸支局に届出がされている事業用自動車の台数が確認できる事業計画等の写し
- (3) 保有車両に係る自動車検査証（有効期間が満了していないもの）の写し
- (4) 直近の確定申告書等の写し（法人にあっては、法人概況説明書及び決算申告書、個人事業主にあっては、確定申告書第一表及び第二表または市民税・県民税申告書、所得税決算書1から4面又は収支内訳書、なお、開業後間もない等の理由により確定申告を行っていない場合は、申請時点までの売上げが確認できる書類とする。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 一度受理した申請書等については、支援金交付の可否にかかわらず、返却しない。

3 支援金の申請は、1事業者1回のみとする。

（申請期間）

第7条 支援金の申請は、受付開始日を令和8年5月11日からとし、申請受付の終了日は令和8年8月10日とする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合はこの限りではない。

（支援金の交付決定等）

第8条 市長は、交付申請があったときは、その内容を審査するものとし、適当と認められるときは支援金の交付をするものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、支援金の交付をしない決定をしたときは、申請者に対して銚田市中小企業等物流事業者経営支援金不交付決定通知書（様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第9条 第7条に規定する申請期限までに支援金の申請を行わなかった者については、市長がやむを得ない事由があると認める場合を除き、支援金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

2 前条の規定により支援金の交付を決定した後、申請書等の不備により、支援金の振込みができない場合等において、市が支援金を交付するため申請者等への確認等に努めたにもかかわらず、申請書等の補正が行われないことその他申請者の責に帰すべき事由により令和8年9月30日までに支援金の交付ができなかったときは、支援金の申請は、取り下げられたものとみなす。

（交付決定の取消し又は支援金の返還）

第10条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により、支援金の交付を受けたと認められる場合には、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消したときは銚田市中小企業等物流事業者経営支援金交付決定取消通知書（様式第3号）により、申請者へ通知する。

3 市長は、第1項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金を交付しているときは、申請者に対し期限を定めて交付した支援金の全部または一部の返納を命ずるものとする。

4 前項の規定による返還請求は、銚田市中小企業等物流事業者経営支援金返還請求書（第4号様式）により行うものとする。

(調査及び報告)

第 11 条 市長は、必要に応じて申請内容を調査し、又は申請者に報告を求めることができる。

(書類の保管等)

第 12 条 支援金の交付を受けた申請者は、交付対象となった事業に係る証拠書類について、事業が完了した年に属する会計年度の終了後 5 年間保管ものとする。

(権利の譲渡又は担保の禁止)

第 13 条 申請者は、支援金の交付を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 8 年 9 月 30 日をもって、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、支援金の交付を受けた者については、第 10 条乃至第 12 条で規定する効力を有するものとする。

別表

交付対象者	交付基準	支援金
要綱第 2 条及び第 3 条に規定する要件を満たす者	要綱第 5 条で規定する要件を満たしていることを条件とし、交付対象車両数に、右記種別の金額乗じて得た額の合計額とする。 ただし、1 事業者につき 200,000 円を上限とする。 申請期間は令和 8 年 5 月 11 日から同年 8 月 10 日までとする。	普通自動車 20,000 円/台 小型自動車 15,000 円/台 軽自動車 10,000 円/台